

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2010-26546  
(P2010-26546A)

(43) 公開日 平成22年2月4日(2010.2.4)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
G06F 17/30 (2006.01)	G06F 17/30 310Z	2F129
G06F 13/00 (2006.01)	G06F 17/30 170C	5B075
H04W 4/02 (2009.01)	G06F 17/30 350C	5H180
G01C 21/00 (2006.01)	G06F 17/30 380D	5K067
G08G 1/005 (2006.01)	G06F 13/00 510G	

審査請求 未請求 請求項の数 7 O L (全 11 頁) 最終頁に続く

(21) 出願番号 特願2008-183327 (P2008-183327)  
(22) 出願日 平成20年7月15日 (2008.7.15)

(71) 出願人 000002897  
大日本印刷株式会社  
東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号  
(74) 代理人 100111659  
弁理士 金山 聡  
(74) 代理人 100135954  
弁理士 深町 圭子  
(74) 代理人 100119057  
弁理士 伊藤 英生  
(74) 代理人 100122529  
弁理士 藤枿 裕実  
(74) 代理人 100131369  
弁理士 後藤 直樹

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 コンテンツ提供システム

(57) 【要約】

【課題】 携帯端末の現在位置に対応したコンテンツを詳細な位置に基づいて取得することが可能であるとともに、利用者がコンテンツに関する情報を登録することが可能なコンテンツ提供システムを提供する。

【解決手段】 サーバ装置に、コンテンツを記憶するとともに、コンテンツに関連付けられ、位置情報と対応付けて登録された登録情報を記憶しておく。携帯端末が自身の端末位置情報をサーバ装置に送信すると、送信した端末位置情報に対応する地図およびその地図の範囲に含まれる登録情報がサーバ装置から送信されてくるので、地図情報に登録情報を重ねて表示する。また、地図上には、端末位置情報に対応する印が中央に表示される。表示された登録情報に対して操作を行うことにより、対応するコンテンツをサーバ装置から取得できる。

【選択図】 図3

初期画面



**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

携帯端末が存在する位置に関連するコンテンツを、ネットワークを介してサーバ装置から取得するシステムであって、

前記携帯端末は、

当該携帯端末の位置情報である端末位置情報を取得する位置情報取得手段と、

前記端末位置情報を送信する位置情報送信手段と、

前記送信した端末位置情報に対応する地図情報、および当該地図情報の範囲に含まれる位置情報と対応付けて登録された登録情報を前記サーバ装置から受信する受信手段と、

前記登録情報をその位置情報に基づいて前記地図情報上に表示する表示手段と、

前記地図情報上に表示された登録情報に対応するコンテンツの送信要求を前記サーバ装置に対して行うコンテンツ要求手段と、

前記送信要求に従って前記サーバ装置から受信したコンテンツを登録するコンテンツ登録手段と、を有し、

前記サーバ装置は、

提供対象であるコンテンツを記憶し、いずれかのコンテンツに関連付けられるとともに位置情報と対応付けて登録された登録情報を記憶した記憶手段と、

前記携帯端末から受信した端末位置情報に対応する地図情報、および当該地図情報の範囲に含まれる位置情報と対応付けて登録された登録情報を前記携帯端末に送信する地図提示手段と、

前記携帯端末から受信した送信要求に対応するコンテンツを前記携帯端末に提供するコンテンツ提供手段と、を有することを特徴とするコンテンツ取得システム。

**【請求項 2】**

前記携帯端末は、前記位置情報に対応付けてコメントを入力するコメント入力手段をさらに有し、

前記サーバ装置は、前記携帯端末から受信したコメントを、受信した位置情報と対応付けて登録情報として登録する情報登録手段をさらに有することを特徴とする請求項 1 に記載のコンテンツ取得システム。

**【請求項 3】**

前記携帯端末におけるコンテンツ要求手段は、前記コンテンツの送信要求に先立って、試験データを要求し、当該試験データを受信するものであり、

前記サーバ装置におけるコンテンツ提供手段は、前記試験データの要求に従って前記試験データを提供することを特徴とする請求項 1 または請求項 2 に記載のコンテンツ取得システム。

**【請求項 4】**

携帯端末が存在する位置に関連するコンテンツを、ネットワークを介してサーバ装置から取得する携帯端末であって、

前記携帯端末の位置情報である端末位置情報を取得する位置情報取得手段と、

前記端末位置情報を送信する位置情報送信手段と、

前記送信した端末位置情報に対応する地図情報、および当該地図情報の範囲に含まれる位置情報と対応付けて登録された登録情報を前記サーバ装置から受信する受信手段と、

前記登録情報をその位置情報に基づいて前記地図情報上に表示する表示手段と、

前記地図情報上に表示された登録情報に対応するコンテンツの送信要求を前記サーバ装置に対して行うコンテンツ要求手段と、

前記送信要求に従って前記サーバ装置から受信したコンテンツを登録するコンテンツ登録手段と、

を有することを特徴とする携帯端末。

**【請求項 5】**

携帯端末が存在する位置に関連するコンテンツを、ネットワークを介して携帯端末に提供するサーバ装置であって、

10

20

30

40

50

提供対象であるコンテンツを記憶し、いずれかのコンテンツに関連付けられるとともに位置情報と対応付けて登録された登録情報を記憶した記憶手段と、

前記携帯端末から受信した端末位置情報に対応する地図情報、および当該地図情報の範囲に含まれる位置情報と対応付けて登録された登録情報を前記携帯端末に送信する地図提示手段と、

前記携帯端末から受信した送信要求に対応するコンテンツを前記携帯端末に提供するコンテンツ提供手段と、

を有することを特徴とするサーバ装置。

【請求項 6】

請求項 4 に記載の携帯端末として、端末装置を機能させるためのプログラム。

10

【請求項 7】

請求項 5 に記載のサーバ装置として、コンピュータを機能させるためのプログラム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、携帯端末が存在する位置に対応付けられたコンテンツを、携帯端末で取得するための技術に関する。

【背景技術】

【0002】

以前より、インターネット上に公開された様々なコンテンツを、端末装置で取得することが行われている。最近では、コンテンツ取得の態様も様々になっており、例えば、GPS (Global Positioning System) を搭載した端末装置を利用して、端末装置の位置情報をコンテンツサーバに送信し、コンテンツサーバから位置情報に関連するコンテンツを取得する技術も提案されている (特許文献 1 参照)。

20

【特許文献 1】特開 2002 - 245053 号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0003】

しかしながら、上記特許文献 1 に記載の技術では、コンテンツが地名、日時等の属性情報に対応付けられており、GPS により取得した緯度・経度等の位置情報と直接対応していない。すなわち、地名等の広範囲にコンテンツが対応付けられているため、詳細な位置を特定してコンテンツを取得することができないという問題がある。また、上記特許文献 1 に記載の技術では、利用者が、位置情報に対応してコンテンツに関連する情報を登録することができないという問題がある。

30

【0004】

上記のような点に鑑み、本発明は、携帯端末の現在位置に対応したコンテンツを詳細な位置に基づいて取得することが可能であるとともに、利用者がコンテンツに関する情報を登録することが可能なコンテンツ提供システムを提供することを課題とする。

【課題を解決するための手段】

【0005】

上記課題を解決するため、本発明第 1 の態様では、携帯端末が存在する位置に関連するコンテンツを、ネットワークを介してサーバ装置から取得するシステムであって、前記携帯端末は、当該携帯端末の位置情報である端末位置情報を取得する位置情報取得手段と、前記端末位置情報を送信する位置情報送信手段と、前記送信した端末位置情報に対応する地図情報、および当該地図情報の範囲に含まれる位置情報と対応付けて登録された登録情報を前記サーバ装置から受信する受信手段と、前記登録情報をその位置情報に基づいて前記地図情報上に表示する表示手段と、前記地図情報上に表示された登録情報に対応するコンテンツの送信要求を前記サーバ装置に対して行うコンテンツ要求手段と、前記送信要求に従って前記サーバ装置から受信したコンテンツを登録するコンテンツ登録手段と、を有し、前記サーバ装置は、提供対象であるコンテンツを記憶し、いずれかのコンテンツに関

40

50

連付けられるとともに位置情報と対応付けて登録された登録情報を記憶した記憶手段と、前記携帯端末から受信した端末位置情報に対応する地図情報、および当該地図情報の範囲に含まれる位置情報と対応付けて登録された登録情報を前記携帯端末に送信する地図提示手段と、前記携帯端末から受信した送信要求に対応するコンテンツを前記携帯端末に提供するコンテンツ提供手段を有するコンテンツ取得システムを提供する。

【0006】

本発明第1の態様によれば、サーバ装置に、コンテンツを記憶するとともに、コンテンツに関連付けられ、位置情報と対応付けて登録された登録情報を記憶しておき、携帯端末が自身の端末位置情報をサーバ装置に送信して、自身の現在位置に対応する地図を受信して表示するとともに、その地図範囲に含まれる登録情報を表示し、登録情報に対応するコンテンツの要求を行って、サーバ装置からコンテンツを取得するようにしたので、携帯端末の現在位置に対応したコンテンツを詳細な位置に基づいて取得することが可能となる。

10

【0007】

また、本発明第2の態様では、本発明第1の態様のコンテンツ取得システムにおいて、前記携帯端末は、前記位置情報に対応付けてコメントを入力するコメント入力手段をさらに有し、前記サーバ装置は、前記携帯端末から受信したコメントを、受信した位置情報と対応付けて登録情報として登録する情報登録手段をさらに有することを特徴とする。

【0008】

本発明第2の態様によれば、携帯端末において、位置情報に対応付けてコメントを入力し、サーバ装置において、携帯端末から受信したコメントを、受信した位置情報と対応付けて登録情報として登録するようにしたので、利用者がコンテンツに関する情報を登録することが可能となる。

20

【発明の効果】

【0009】

本発明によれば、携帯端末の現在位置に対応したコンテンツを詳細な位置に基づいて取得することが可能となるとともに、利用者がコンテンツに関する情報を登録することが可能となる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0010】

(1.1.コンテンツ提供システムの構成)

以下、本発明の好適な実施形態について図面を参照して詳細に説明する。図1は、本発明に係るコンテンツ提供システムの一実施形態の構成図である。図1において、100は携帯端末、200はサーバ装置、210は記憶手段、220は地図提示手段、230はコンテンツ送信手段、240は情報登録手段、300は決済システムである。

30

【0011】

携帯端末100は、CPU、記憶装置、表示装置、GPS機能等を備え、インターネット等のコンピュータネットワークを介してサーバ装置200とデータの送受信が可能な端末装置であり、CPUが専用のプログラムを実行することにより、位置情報取得手段、受信手段、表示手段、コンテンツ要求手段、コンテンツ登録手段として機能する。現実には、インターネット接続等の機能を有する市販の携帯電話機に専用のプログラムを組み込むことにより実現される。サーバ装置200は、Webサーバ機能を備えたサーバコンピュータであり、記憶手段210、地図提示手段220、コンテンツ送信手段230、情報登録手段240を有する。

40

【0012】

記憶手段210は、サーバ装置200を実現するサーバコンピュータに内蔵または接続されたハードディスク等の記憶装置であり、サーバ装置200の処理に必要な情報、サーバ装置200の処理により生じる情報等を記憶する。地図提示手段220は、携帯端末100から受信した位置情報に応じて、所定地域の所定範囲の地図を携帯端末100に対して提示する。地図提示手段220による地図提示機能は、既にネットワーク上で携帯電話機等に対して行われている電子地図の提供サービスと同じであり、公知の技術により実現

50

される。コンテンツ送信手段 230 は、携帯端末 100 から送信されたコンテンツ送信要求に従って対応するコンテンツを携帯端末 100 に送信する。情報登録手段 240 は、携帯端末 100 から受信した位置情報と、入力されたコメントを対応付けて記憶手段 210 に登録する。

#### 【0013】

図 2 は、記憶手段 210 に記憶された情報の一例を示す図である。記憶手段 210 には、コンテンツデータ（本実施形態では、楽曲データ）が多数記憶されており、コンテンツデータに対応するコンテンツマスタで管理されている。図 2 (a) は、コンテンツマスタを示す。コンテンツマスタは、コンテンツを特定する識別情報であるコンテンツ ID、そのコンテンツの曲名、価格、アーティスト名、そのコンテンツが属するカテゴリ、コンテンツデータが格納されている記憶手段 210 内のアドレスの各項目により管理されている。

10

#### 【0014】

本システムは、会員登録した利用者のみが利用可能となっている。したがって、利用者は事前に会員登録を行う。会員登録の際は、利用者は会員名を入力する。会員名は、本名に限定されず、ニックネーム等であっても良い。入力された会員名は、会員を特定する識別情報である会員 ID と対応付けて、図 2 (b) に示したような会員マスタとして、記憶手段 210 に登録される。

#### 【0015】

本システムでは、位置情報と対応付けて利用者が登録した情報は、登録情報として管理される。図 2 (c) に登録情報を管理する登録ワークの一例を示す。図 2 (c) に示すように、登録ワークは、登録情報を特定するための識別情報である登録 ID、その登録情報を登録した会員の会員 ID、その登録情報に対応付けられたコンテンツのコンテンツ ID、位置情報（緯度・経度）、会員が入力したコメントの各項目により管理される。

20

#### 【0016】

その他にも、記憶手段 210 には、全国の地図情報や、携帯端末 100 におけるグラフィックインターフェースとなる画面データが複数格納されている。地図情報は、位置情報（緯度・経度）と対応付けて管理されている。また、画面データは、HTML (Hyper Text Markup Language) により記述されている。

#### 【0017】

また、本システムは、ネットワークを介して決済システム 300 に接続されており、本システムから決済に必要な情報を送信すると、決済システム 300 が決済処理を行い、決済終了信号を本システムに送信する。決済システム 300 は、金融機関等により管理されるコンピュータにより実現される。このような決済システムは、公知のものであるので詳細な説明は省略する。

30

#### 【0018】

##### (1.2.コンテンツ提供システムの処理動作)

次に、図 1 に示したコンテンツ提供システムの処理動作について説明する。まず、利用者は、自身が保持している携帯端末 100 を、コンテンツサービスモードに設定する。すると、携帯端末 100 は、コンテンツサービスモードを実行するアプリケーションプログラムを起動し、携帯端末 100 がコンテンツ提供システムの一部として機能する。携帯端末 100 は、内蔵する GPS 機能により定期的に緯度・経度の位置情報を取得しているが、コンテンツサービスモードに設定されると、取得した位置情報を携帯端末 100 の位置情報を示す端末位置情報として、サーバ装置 200 に送信する。サーバ装置 200 では、携帯端末 100 から端末位置情報を受信すると、地図提示手段 220 が受信した端末位置情報を中心とする所定範囲の地図データを切り出して、記憶手段 210 から抽出し、位置情報の送信元である携帯端末 100 に送信する。

40

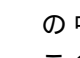
#### 【0019】

さらに、地図提示手段 220 は、切り出した地図データの範囲に対応する位置情報（緯度・経度）で記憶手段 210 内の登録ワークを参照し、該当する登録情報を抽出する。そ

50

して、抽出した登録情報を位置情報と対応付けて携帯端末100に送信する。携帯端末100は、地図情報を受信すると、携帯端末100の画面に地図情報を表示させる。さらに、受信した登録情報を、その位置情報に対応する地図上の位置に重ねて表示させる。このときの表示画面の状態を図3に示す。

#### 【0020】

図3の例では、表示された地図の範囲に登録情報が1つだけであった場合を示している。図3に示すように、携帯端末100の画面には、登録情報のうち、曲名、登録者、時間帯が表示されている。このうち、曲名はコンテンツマスタの曲名に対応し、登録者は会員マスタの会員名に対応し、時間帯は登録ワークの登録時間帯に対応する。また、GPS機能により取得した携帯端末100の位置情報に対応する地図上の位置に、の中にxを重ねた印が携帯端末100の現在位置を示す現在地マークとして表示される。この現在地マークは、地図の中央に表示されることになる。

10

#### 【0021】

図3の画面において、下線が表示された曲名である「軍艦マーチ」の部分をクリックすると、携帯端末100は、登録IDとともにコンテンツ試聴画面を要求する信号をサーバ装置200に送信する。サーバ装置200では、コンテンツ提供手段230が、受信した登録IDで登録ワークを参照してコメントおよびコンテンツIDを取得する。続いて、コンテンツ提供手段230は、取得したコンテンツIDでコンテンツマスタを参照して、曲名、価格、アルバム名、アーティスト名、画像格納アドレスを取得する。また、コンテンツ提供手段230は、携帯端末100からの要求信号に従って、コンテンツ試聴画面の画面データを記憶手段210から抽出し、この画面データに、曲名、価格、アルバム名、アーティスト名、画像格納アドレスを組み込んで、携帯端末100に送信する。携帯端末100では、ブラウザの処理により、受信した画面データをコンテンツ試聴画面として表示する。

20

#### 【0022】

図4(a)は、携帯端末100に表示されたコンテンツ試聴画面の一例を示す図である。図4(a)に示すように、コンテンツ試聴画面には、曲名、その曲名が入っているアルバム、その曲を演奏・歌唱等しているアーティスト、購入価格、コメントが表示されるとともに、画像が表示される。画像は、例えばCDジャケットを撮影したもの等、その楽曲を表現するものが用いられる。

30

#### 【0023】

図4(a)のコンテンツ試聴画面においては、価格の右側に下線付きで“試聴”と表示されている。コンテンツ試聴画面の画面データにおける“試聴”と表示された部分には、そのコンテンツのコンテンツIDおよび試聴データを要求する命令が記述されている。利用者が、試聴したいと考えた場合、この部分をクリックすると、携帯端末100は、そのコンテンツのコンテンツIDおよび試聴用データを要求する信号をサーバ装置200に送信する。サーバ装置200では、コンテンツ提供手段230が、受信したコンテンツIDに対応する試聴用データを記憶手段210から抽出して、携帯端末100にストリーミング送信する。

#### 【0024】

携帯端末100では、受信した試聴用データのストリーミング再生処理をして、スピーカから楽曲として出力する。試聴用データの場合、ダウンロードではなくストリーミングとするのは、携帯端末100にデータが残らないようにするためである。ストリーミング送信およびストリーミング再生の具体的な処理については、公知の技術であるので詳細な説明は省略する。

40

#### 【0025】

試聴データのストリーミング再生処理が終了したら、携帯端末100は、その楽曲の購入確認画面を要求する信号をサーバ装置200に送信する。サーバ装置200では、コンテンツ提供手段230が、受信した要求信号に対応する購入確認画面の画面データを記憶手段210から抽出して、携帯端末100に送信する。携帯端末100では、ブラウザの

50

処理により、受信した画面データを購入確認画面として表示する。

【0026】

図4(b)は、携帯端末100に表示された購入確認画面の一例を示す図である。図4(b)に示すように、購入確認画面は、コメントがない点、“試聴”に代えて、下線付きで“購入しますか？”と表示されている点が、コンテンツ試聴画面と異なっているが、その他は同一である。この購入確認画面において、利用者が、その楽曲コンテンツを購入したいと考えた場合、この部分をクリックすると、携帯端末100は、その楽曲のコンテンツ購入画面を要求する信号をサーバ装置200に送信する。サーバ装置200では、コンテンツ提供手段230が、受信した要求信号に対応するコンテンツ購入画面の画面データを記憶手段210から抽出して、携帯端末100に送信する。携帯端末100では、ブラウザの処理により、受信した画面データをコンテンツ購入画面として表示する。

10

【0027】

図4(c)は、携帯端末100に表示されたコンテンツ購入画面の一例を示す図である。図4(c)に示すように、コンテンツ購入画面は、“購入しますか？”に代えて、下線付きで“ダウンロード”と表示されている点が、購入確認画面と異なっているが、その他は同一である。このコンテンツ購入画面において、利用者が、この部分をクリックすると、携帯端末100は、その楽曲のコンテンツデータを要求する信号とともに、決済用情報をサーバ装置200に送信する。サーバ装置200では、コンテンツ提供手段230が、受信した決済用情報を決済システム300に送信し、決済システム300から決済終了信号を受信する。決済システム300から決済終了信号を受信したら、サーバ装置200は、携帯端末100からの要求信号に対応するコンテンツデータを記憶手段210から抽出して、携帯端末100に送信する。携帯端末100は、サーバ装置200から受信したコンテンツデータを、内蔵の記憶装置に保存する。

20

【0028】

以上のようにして、コンテンツ提供システムを利用することにより、利用者は自分がいる位置を含む地図を画面に表示し、その範囲に含まれる位置に対応して登録されているコンテンツの試聴、取得を行うことができる。本コンテンツ提供システムで提供されるコンテンツは、管理者側で用意され、記憶手段210に登録されているものであるが、位置情報との対応付けは、利用者により行われる。次に、このような情報の登録について説明する。

30

【0029】

上述のように、利用者が、自身が保持している携帯端末100を、コンテンツサービスモードに設定すると、携帯端末100は、コンテンツサービスモードを実行するアプリケーションプログラムを起動し、携帯端末100がコンテンツ提供システムの一部として機能する。そして、携帯端末100は、内蔵するGPS機能により取得した位置情報をサーバ装置200に送信し、サーバ装置200から受信した地図情報を、画面に表示させる。さらに、受信したコンテンツ登録情報を、受信した位置情報に対応する地図上の位置に重ね、図3に示したように表示させる。

【0030】

この状態で、利用者が携帯端末100に対して、コメント入力する旨を指示すると、携帯端末100は、位置情報とともに、コンテンツ検索画面を要求する信号をサーバ装置200に送信する。サーバ装置200では、情報登録手段240が、コンテンツ検索画面の画面データを記憶手段210から抽出し、受信した位置情報を組み込んだ後、携帯端末100に送信する。携帯端末100では、ブラウザの処理により、受信した画面データをコンテンツ検索画面として表示する。

40

【0031】

図5(a)は、携帯端末100に表示されたコンテンツ検索画面の一例を示す図である。図5(a)に示すように、コンテンツ検索画面には、最上部に携帯端末100の現在の位置が表示されるとともに、曲目選択を可能とする情報が表示される。位置については、緯度、経度が表示される。曲目選択については、カテゴリとアーティスト名に分かれてい

50

る。カテゴリについては、表示された選択肢の中から選択可能となっており、アーティスト名については、ア行、カ行等の単位から絞り込んで特定可能となっている。カテゴリおよびアーティスト名を特定された後、検索ボタンがクリックされると、携帯端末100は、選択されたカテゴリ、特定されたアーティストを示す情報とともに、コンテンツ選択画面を要求する信号をサーバ装置200に送信する。サーバ装置200では、情報登録手段240が、受信したカテゴリ、アーティストを示す情報に従って、そのカテゴリ、アーティストで特定される曲名と、コンテンツ選択画面の画面データを記憶手段210から抽出し、曲名を組み込んだ後、コンテンツ選択画面の画面データを携帯端末100に送信する。携帯端末100では、ブラウザの処理により、受信した画面データをコンテンツ選択画面として表示する。

10

#### 【0032】

図5(b)は、携帯端末100に表示されたコンテンツ選択画面の一例を示す図である。図5(b)においても、コンテンツ検索画面と同様、最上部には位置情報が表示されている。曲目選択においては、カテゴリとアーティスト名が特定されており、特定されたアーティストに対応する曲名が表示されている。曲名が選択された後、選択ボタンがクリックされると、携帯端末100は、選択された曲名を示す情報とともに、コメント入力画面を要求する信号をサーバ装置200に送信する。サーバ装置200では、情報登録手段240が、受信した曲名を示す情報に従って、コメント入力画面の画面データを記憶手段210から抽出し、曲名を組み込んだ後、コメント入力画面の画面データを携帯端末100に送信する。携帯端末100では、ブラウザの処理により、受信した画面データをコメント入力画面として表示する。

20

#### 【0033】

図5(c)は、携帯端末100に表示されたコメント入力画面の一例を示す図である。図5(c)においても、コンテンツ検索画面、コンテンツ選択画面と同様、最上部には位置情報が表示されている。図5(c)に示すように、コメント入力画面には、〔選択曲〕として、コンテンツ選択画面において選択された曲名が、アーティスト名とともに表示される。コメント入力画面の最下部には矩形のコメント入力欄が表示される。コメント入力欄には、利用者がテキスト形式でコメント入力することが可能となっている。コメント入力画面右上部に網掛けで示した矩形部分は、画像を示している。この画像は、図4に示した各画面と同様、例えばCDジャケットを撮影したもの等、その楽曲を表現するものが用いられる。

30

#### 【0034】

利用者が、コメント入力欄にコメントを入力した後、登録ボタンがクリックされると、携帯端末100は、選択されている曲名とともに、入力されたコメントをサーバ装置200に送信する。サーバ装置200では、情報登録手段240が、受信した曲名で記憶手段210を検索し、その曲名に対応付けて、受信したコメントを登録する。このようにして登録されたコメントは、図4(a)のコンテンツ試聴画面において他の利用者が閲覧可能となる。

#### 【0035】

以上、本発明の好適な実施形態について説明したが、本発明は上記実施形態に限定されず、種々の変形が可能である。例えば、上記実施形態では、携帯端末100における位置情報取得手段としてGPS機能を採用したが、例えば、(株)NTTドコモが提供している“オープンiエリア”サービスに代表されるような、基地局情報を利用した位置情報特定機能を利用するようにしても良い。

40

#### 【図面の簡単な説明】

#### 【0036】

【図1】本発明に係るコンテンツ提供システムの一実施形態の構成図である。

【図2】記憶手段210に記憶された情報の一例を示す図である。

【図3】携帯端末100に表示された地図画面の様子を示す図である。

【図4】携帯端末100に表示されたコンテンツ購入のための一連の画面を示す図である

50

。

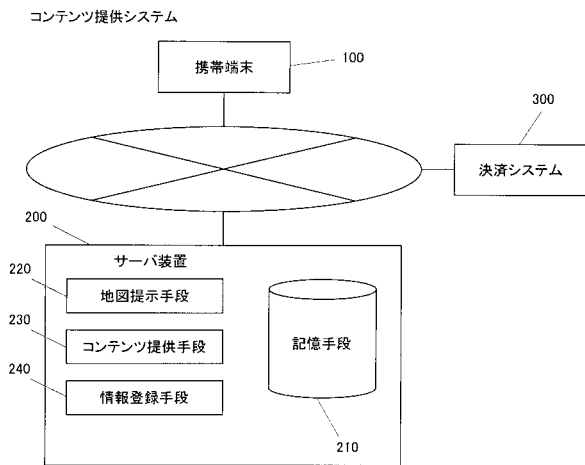
【図5】携帯端末100に表示されたコメント入力のための一連の画面を示す図である。

【符号の説明】

【0037】

- 100・・・携帯端末
- 200・・・サーバ装置
- 210・・・記憶手段
- 220・・・地図提示手段
- 230・・・コンテンツ提供手段
- 240・・・情報登録手段
- 300・・・決済システム

【図1】



【図2】

(a)コンテンツマスタ

コンテンツID
曲名
価格
アルバム名
アーティスト名
カテゴリ
画像格納アドレス
試聴用データ格納アドレス
コンテンツ格納アドレス

(b)会員マスタ

会員ID
会員名

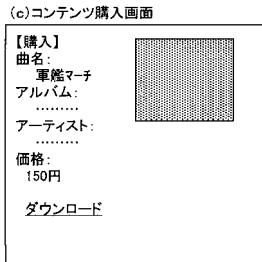
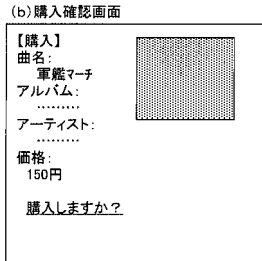
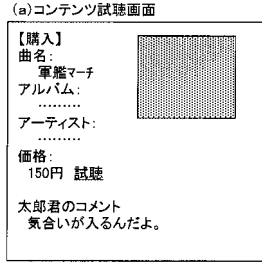
(c)登録ワーク

登録ID
会員ID
コンテンツID
位置情報(緯度・経度)
登録時間帯
コメント

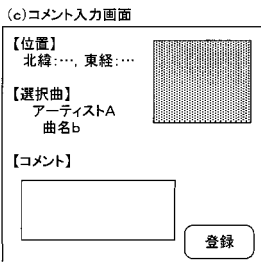
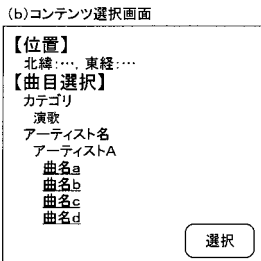
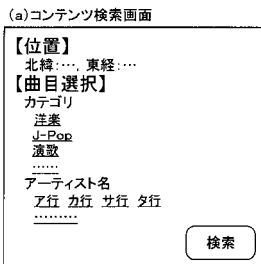
【 図 3 】



【 図 4 】



【 図 5 】



## フロントページの続き

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード(参考)
	H 0 4 Q 7/00 1 0 2	
	G 0 1 C 21/00 Z	
	G 0 8 G 1/005	
(72)発明者 黒川 真一		
東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号	大日本印刷株式会社内	
(72)発明者 下袴田 直樹		
東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号	大日本印刷株式会社内	
(72)発明者 四元 雄一郎		
東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号	大日本印刷株式会社内	
(72)発明者 石田 洋平		
東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号	大日本印刷株式会社内	
(72)発明者 引地 寛		
東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号	大日本印刷株式会社内	
(72)発明者 新納 公香		
東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号	大日本印刷株式会社内	
(72)発明者 矢野 浩輝		
東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号	大日本印刷株式会社内	
(72)発明者 磯田 大輔		
東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号	大日本印刷株式会社内	
Fターム(参考)	2F129 AA02 BB03 CC24 EE02 EE29 FF11 FF12 FF15 FF18 FF20	
	FF36 FF57 FF58 HH12	
	5B075 PP10 PQ02 PQ32 PQ69 QM05	
	5H180 BB02 BB05 FF05 FF38	
	5K067 AA21 BB04 BB21 DD51 EE02 EE10 FF02 FF03 FF23 HH23	
	JJ52 JJ56	